

■教育理念

本学は、日本の創作文化やデザインに誇りを持つと共に、常に先端を視野に入れた実社会で通用する真の創造力を健全に育成することを目的とする。

また、優れた専門性を持ち、時代のニーズを的確に反映できる実力と人間性を兼ね備えた人材の育成をおこなう。

本学で学ぶ学生たちに活力ある教育、学習環境を提供し、表現・創作活動の支援体制作りをおこなう。

■アドミッション・ポリシー(入学者受入方針と理念)

- ・創作・表現を愛する気持ちと向上心を持つ人
- ・学んだ知識や技術を生活・社会・業界で活かしたいと願う夢を持つ人
- ・スキルや知識の修得に意欲と努力を惜しまない人

専門学校日本デザイナー芸術学院 学則

2019年度

第1章 組織

- 第1条 (目的) 本校は教育基本法および学校教育法に従い、産業・経済・生活文化に携わる有能なデザイナーおよび技術者を育成することを目的とする。
- 第2条 (名称) 本校は、専門学校日本デザイナー芸術学院という。
- 第3条 (位置) 本校は、愛知県名古屋市中村区黄金通1丁目16番地に位置する。

第2章 課程・学科・修業年限・定員ならびに休業日

第4条 (課程・学科・修業年限・定員)

本校の課程、学科、修業年限ならびに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
文化教養専門 課程(昼間部)	ビジュアルデザイン学科	2年(2年制)	20名	40名
		3年(3年制)	30名	90名
	映像学科	2年(2年制)	40名	80名
		3年(3年制)	10名	30名
	合 計		100名	240名

第5条 (学年・学期の終始期)

本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

課程名	前 期	後 期
文化教養専門 課程	4月1日から 9月30日まで	10月1日から 3月31日まで

第6条 (休業日)

本校の休業日は次のとおりとする。

- ① 日曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - ③ 夏期休業 7月下旬から9月上旬までの約5週間
 - ④ 冬期休業 12月下旬から1月上旬までの約2週間
 - ⑤ 春期休業 3月中旬から4月上旬までの約3週間
 - ⑥ 開校記念日10月1日
2. 上記の休暇中に登校日や研修授業を予定、実施することがある。
3. 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは休業日に授業を行うことがある。
4. 非常、天災、その他急迫した事情のある時は、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程・授業時間数および教職員組織

第7条 (教育課程および授業時間)

本校の授業時数および単位数は修業年限に合わせて、別表(教育規定)に定める。

2. 本校の授業科目の授業時間数を単位数に換算する場合においては、授業方法と教育効果、授業時間外に必要な修学等を考慮して換算し、具体的には別表(教育規定および科目履修表)に定められた基準に沿うものとする。

第8条 (授業の終始期)

本校の始業および終業の時刻は、午前9時10分から午後5時50分までとする。

第9条 (教職員組織)

本校に次の教職員をおく。

- ① 校 長 1名
 - ② 教 員 10名以上
 - ③ 講 師 10名以上
 - ④ 事務職員 1名以上
 - ⑤ 学校医 1名
2. 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学・転科・転部・休学・退学・復学・除籍

第10条 (入学資格)

本校の入学資格は次のとおりとする。
高等学校卒業または本校において高等学校卒業と同等の学力があると認められる者。

第11条 (入学時期)

本校の入学時期は次のとおりとする。
本校の入学時期は学年の始め4月とする。

第12条 (入学手続・入学許可)

本校の入学手続きは次のとおりとする。
2. 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第23条に定める入学選考料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
3. 前号の手続きを完了した者に対して入学選考を行い入学者を決定する。
4. 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から所定の期日以内に第23条の入学金を添え、手続きをとらなければならない。

第13条 (在学年数)

修業年限は各課程の定める修業年限とする。
在学年数は2年制課程では4年、3年制課程では6年を越えることができない。

第14条 (転科・転部)

転科・転部は、妥当性の審査を受けて所定の手続きを完了しなければならない。
2. 本校において転科・転部した者は、そのコースに2学期以上在籍しなければならない卒業することができない。

第15条 (休学)

疾病、その他やむを得ない事由により15日以上休学する場合は、診断書およびその事由を記し保証人連署のうえで願い出て校長の許可を受けなければならない。

第16条 (退学)

退学しようとする者は、その事由を記し保証人連署のうえで願い出て校長の許可を得なければならない。

第17条 (復学)

休学したものが復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。
この場合には既修授業科目の全部または一部の再履修を命ずることがある。

第18条 (除籍)

理由のいかんを問わず1ヶ月以上授業料の納付を怠った者は、これを除籍することができる。
2. 学力劣等または欠席が長期にわたり卒業の見込みがないと認められた者は、これを除籍することができる。

第19条 (学生心得)

学校生活において守るべきルールと心得に関しては別にこれを定める。□

第5章 卒業および称号の授与・修了

第20条 (卒業および称号の授与)

第4条に定めた修業年限に達し、所定の授業科目を履修し、試験・審査により所定の単位を取得して卒業資格を得た文化教養専門課程ビジュアルデザイン学科、映像学科の学生に対し、別記の様式による卒業証書を授与する。
2. 前条により、文化教養専門課程ビジュアルデザイン学科、映像学科を修了した者に対しては、専門士(文化教養専門課程)の称号を授与する。

第6章 賞 罰

第21条 (表彰)

人物および学業成績が特に優秀な者には卒業時において表彰することがある。

第22条 (懲戒処分)

次の各号の一つに該当する者に対しては、情状によって懲戒を行うことがある。
① 品行不良で改悛の見込みがないと認められた者。
② 本校の規則又は命令に背き、学内の秩序をみだした者。
③ その他、学生としての本分に反する行為のあった者。
2. 懲戒には戒告・停学および退学の三種がある。

第7章 入学金・授業料・入学選考料その他

第23条 (納付金)

本校の入学金・授業料等は別表のとおりとする。

第24条 (納付)

学生の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

第25条 (滞納)

正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料を1ヶ月以上滞納し、納入の見込みがないときは除籍することができる。

第26条 (納付金の不還付)

納入済の入学選考料・入学金・授業料その他の納付金は、原則としてこれを返還しない。但し、特例として授業料等の返還を適当と認める場合は、本人の入学式までの死亡が発生した場合および入学式までに本校が認める事由により入学を辞退した場合とする。但しその場合、入学選考料および入学金は返還しない。

第8章 編入学・科目履修

第27条 (編入学)

大学、短大、専門学校等を卒業後、本校に入学を希望する者で、本校の1年課程を修了したと認め得る者は、2年次への編入を認める。
2. 編入学の場合の入学金、授業料、その他必要事項は別に定める。

第28条 (科目履修)

本校において教授する授業科目の履修を希望する者は当該科目の履修に限り受講を認める。

- 附 則 この学則は、昭和54年4月1日より施行する。
従来の日本デザイナー芸術学院の学生で引き続き本校に在籍する者については、本校の学生とみなす。
- 附 則 この学則は、昭和55年4月1日より施行する。
- 附 則 この学則は、昭和56年4月1日より施行する。
- 附 則 この学則は、昭和58年4月1日より施行する。
- 附 則 この学則は、昭和59年4月1日より施行する。
- 附 則 この学則は、昭和59年9月1日より施行する。
- 附 則 この学則は、昭和62年4月1日より施行する。
- 附 則 この学則は、昭和63年4月1日より施行する。
- 附 則 この学則は、平成元年10月20日より施行する。
なお、別表2. 別表3. に定める納付金については平成2年度入学生から適用する。
- 附 則 この学則は、平成3年4月1日より施行する。
- 附 則 この学則は、平成4年4月1日より施行し、平成4年度入学生から適用する。
なお、別表2. に定める入学選考料については平成3年11月1日より適用する。
- 附 則 この学則は、平成5年4月1日より施行し、平成5年度入学生より適用する。
- 附 則 この学則は、平成6年4月1日より施行する。
- 附 則 この学則は、平成7年4月1日より施行する。
- 附 則 この学則は、平成9年4月1日より施行する。
但し、教育課程および納付金については、平成9年度入学生より適用する。
- 附 則 この学則は、平成10年4月1日より施行する。
但し、教育課程および納付金については、平成10年度入学生より適用する。
- 附 則 この学則は、平成14年4月1日より施行する。
但し、教育課程および納付金については、平成14年度入学生より適用する。
- 附 則 この学則は、平成17年4月1日より施行する。
但し、教育課程および納付金については、平成17年度入学生より適用する。
- 附 則 この学則は、平成18年4月1日より施行する。
但し、教育課程および納付金については、平成18年度入学生より適用する。
- 附 則 この学則は、平成19年4月1日より施行する。
但し、教育課程および納付金については、平成19年度入学生より適用する。
- 附 則 この学則は、平成20年4月1日より施行する。
但し、教育課程および納付金については、平成20年度入学生より適用する。
- 附 則 この学則は、平成22年4月1日より施行する。
但し、教育課程および納付金については、平成22年度入学生より適用する。
- 附 則 この学則は、平成23年4月1日より施行する。
但し、教育課程および納付金については、平成23年度入学生より適用する。
- 附 則 この学則は、平成24年4月1日より施行する。
但し、教育課程および納付金については、平成24年度入学生より適用する。
- 附 則 この学則は、平成25年4月1日より施行する。
但し、教育課程および納付金については、平成25年度入学生より適用する。
- 附 則 この学則は、平成27年4月1日より施行する。
但し、教育課程および納付金については、平成27年度入学生より適用する。
- 附 則 この学則は、平成31年(2019年)4月1日より施行する。
但し、教育課程および納付金については、平成31年度入学生より適用する。

教育規定	1
------	---

■修業年限 専門課程 ビジュアルデザイン学科 昼間部／2年制および3年制
専門課程 映像学科 昼間部／2年制および3年制

■学 期 1年間＝2学期制(前期・後期制)
前期／4月1日から9月30日
後期／10月1日から翌年3月31日

■年間授業時間 1コマ＝1限＝90分(2授業時間)
2年制:2年間で1,700時間(62単位)以上
3年制:3年間で2,400時間(90単位)以上

○単位制

- 2年制・3年制共に学年毎の単位制を採用する。
 - ・2年制(2年間)＝62単位
 - ・3年制(3年間)＝90単位
- 卒業認定には、上記に定めた単位数取得を必要とする。

当該授業による教育効果、授業時間外に必要な修学効果などを考慮して1単位の授業時間数を定める。
目安としては講義科目および演習科目は15時間～20時間で1単位、
研修、実習、制作科目、審査科目などは30時間～40時間で1単位とする。
卒業課題、卒業公演、卒業制作などについては、これらの修学の成果を考慮して適切な単位数を定める。
一部、補習や追試による追加の単位認定をおこなう場合もある。

必修単位の取得と卒業認定試験(認定審査)に合格することが卒業要件。
本学院の卒業は、専修学校(専門学校)卒業要件と専門士の称号付与要件を満たすこと。

【参考】

- 専修学校の卒業要件
 - ① 修業年限が2年以上
 - ② 年間授業時数が800時間(30単位)以上
 - ③ 試験などによる成績評価やその評価に基づいて課程修了の認定を行うこと
- 専門士の称号を付与する要件
 - ① 修業年限が2年以上
 - ② 総授業時数が1,700時間(62単位)以上
 - ③ 試験などによる成績評価やその評価に基づいて課程修了の認定を行うこと

■授業時間帯 1日／5限制 1限目／09:10～10:40
2限目／10:50～12:20
3限目／13:00～14:30
4限目／14:40～16:10
5限目／16:20～17:50

- 学生区分 コース名／学年／クラス／氏名
(例:グラフィックデザインコース1年aクラス ○○○○) (例:GR1a ○○○○)
- コース名区分 専門課程 ビジュアルデザイン学科
 GR=グラフィックデザインコース(2年制)
 IL=イラストデザインコース(3年制)
 AD=アートデザインコース(3年制)
- 専門課程 映像学科
 CD=キャラクターデザインコース(2年制)
 PD=映像デザインコース(3年制)
- 採点基準
- | | | | |
|------|----|---|-----|
| A 優 | 80 | ～ | 100 |
| B 良 | 70 | ～ | 79 |
| C 可 | 60 | ～ | 69 |
| D 不可 | 0 | ～ | 59 |

必要とされるあらゆる技術要素を総合的に判断して採点し原則として60点以上を合格点とする。

- 平常科目 各科目の課題に対して期限までに提出し、審査を受けること
もしくは指定日時において実技試験を実施する。

○ 採点と算出

- ・担当講師が課題を審査して採点
 - ・担当講師が実技試験を審査して採点
- 修学の成果を考慮して上記の総合点を算出する。

○ 成績

- ・科目別に合格点以上を獲得
 - ・必要最低授業時間数以上の出席
- 上記の条件を満たすことで科目の単位を獲得し、成績評価を得る。

○ 追試および補習

- ・科目別に合格点を獲得できずに不合格になった場合
 - ・必要最低授業時間数以上の出席を果たせなかった場合
- 上記の場合は補習、再試験、追試課題を課すことで単位を補い最低合格点(60点)を獲得することがある。
ただし、著しい成績不良や出席不足の場合はこの限りではない。

- 進級試験 年度末に公開審査として実施。
出題内容は各コースの科目や目的の総合技量を問うものとする。
出題作品＝制作、審査
実技試験＝練習、審査
- 採点と算出 採点者全員の合計点数÷採点者数＝平均点
(例:総合880点÷10名＝88点)
- 成績 平均点数60点以上で合格
(課題制作の審査、もしくは実技試験審査)
合格＝単位取得、不合格＝単位獲得不可もしくは再試験
再試験、追試験＝進級試験に準ずる指定課題提出、採点審査
- 卒業試験 最終年度末に公開審査として実施。
出題内容は各コースの目標や卒業にふさわしい総合技量を問うものとする。
出題作品＝制作、審査
実技試験＝練習、審査
- 採点と算出 採点者全員の合計点数÷採点者数＝平均点
(例:総合880点÷10名＝88点)
- 成績 平均点数60点以上で合格
(課題制作の審査、もしくは実技試験審査)
合格＝単位取得、不合格＝単位獲得不可もしくは再試験
再試験、追試験＝進級試験に準ずる指定課題提出、採点審査
- 卒業認定基準 必要な単位を取得して卒業認定試験に合格すること。
(同時に専門士の称号付与要件を満たすこと)
- 専門課程 ビジュアルデザイン学科(2年制)
- ・2年以上の在籍
 - ・62単位(1,700時間相当)以上の単位取得
 - ・卒業試験に合格し修了認定を受ける
- 専門課程 ビジュアルデザイン学科(3年制)
- ・3年以上の在籍
 - ・90単位(2,400時間相当)以上の単位取得
 - ・卒業試験に合格し修了認定を受ける
- 専門課程 映像学科(2年制)
- ・2年以上の在籍
 - ・62単位(1,700時間相当)以上の単位取得
 - ・卒業試験に合格し修了認定を受ける

別記(1)

卒業証書

氏名

生年月日

右の者は本校、文化教養専門課程 ビジュアルデザイン学科〇〇コース(〇年制)の所定の課程を

修めたので卒業証書を授与し、文部科学大臣告示(平成六年文部省告示第八十四号)により、

専門士(文化教養専門課程)と称することを認める。

年 月 日

専門学校日本デザイナー芸術学院

校長 成 光雄

2019年度学生納付金(学費一覧・諸費用)

2年制専門課程昼間部(全コース共通)

		1年次		2年次	
		1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期
学費	入学金	250,000	-	-	-
	授業料	400,000	400,000	440,000	440,000
	施設設備費	100,000	-	100,000	-
諸費用	健康管理費	20,000	-	20,000	-
	学校行事費	70,000	-	20,000	-
	進級卒業関連費	-	20,000	-	40,000
	期毎計	840,000	420,000	580,000	480,000
	年間諸費用	1,260,000		1,060,000	

3年制専門課程昼間部(全コース共通)

		1年次		2年次		3年次	
		1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	3年次前期	3年次後期
学費	入学金	250,000	-	-	-	-	-
	授業料	320,000	320,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	施設設備費	100,000	-	100,000	-	100,000	-
諸費用	健康管理費	20,000	-	20,000	-	20,000	-
	学校行事費	70,000	-	20,000	-	20,000	-
	進級卒業関連費	-	20,000	-	20,000	-	40,000
	期毎計	760,000	340,000	520,000	400,000	520,000	420,000
	年間諸費用	1,100,000		920,000		940,000	